

## 役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「本協会」という。）定款第28条の規定に基づき、常勤役員と事務局長兼務役員の報酬等及び費用並びにそれ以外の役員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、役員のうち本協会を主たる勤務場所とし、週3日以上本協会の業務に従事する者をいう。また、役員のうち、常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- 三 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 四 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (定例報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として別表1に基づき、週1日以上3日未満で本協会事務所に勤務し、本協会の業務に従事する役員には別表2に基づき、職務執行の対価として定例報酬を支給する。

- 2 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職手当を支給することができる。

### (定例報酬の額の決定)

第4条 役員俸給表に基づき定例役員報酬を得る役員の支給額は、総会において年度毎に、役員毎に支給総額の承認を得て決めるものとする。

- 2 定例報酬は、職務内容、勤務条件、勤務日数、当協会の財務状況、当協会の職員に対する賃金の支給状況、当協会と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似する者の役員に対する給与の支給状況を考慮するものとする。

### (定例報酬等及び費用の支給日及び支給方法)

第5条 定例報酬の支給日は、毎月25日（支給日が休日に当たる場合は、順次前日に繰り上げる。）とし、当月分の月額を支給する。

- 2 常勤役員が退職した場合の定例報酬は、月額にその日までの職務の割合の日数を乗じて得られた額を支給し、常勤役員及び非常勤役員が死亡した場合の定例役員報酬は、その月の月額をその法定相続人に支払うものとする。
- 3 定例報酬等は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を当該役員が指定する銀行その他の金融機関に振り込むものとする。

(講演等に係る報酬額等)

第6条 本協会は役員が、本協会主催、共催又は外部からの依頼を受け、講演会、シンポジウム等の講師、原稿執筆や委員会等委員を委嘱したときには、理事会が別に定める規程に基づき委員手当、講師謝金又は原稿執筆謝金を支給する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職手当は、別に定める役員退職手当支給規程により支給する。

(費用)

第8条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員で、交通機関を利用する者に対しては、通勤手当として定期券購入費の実費を支給する。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。  
改定後の規程は、平成27年6月1日より施行する。

(別表1) 常勤役員定例報酬表 (単位:円)

号	月 額	号	月 額
1	200,000	11	530,000
2	250,000	12	550,000
3	300,000	13	580,000
4	350,000	14	600,000
5	380,000	15	630,000
6	400,000	16	650,000
7	430,000	17	680,000
8	450,000	18	700,000
9	480,000	19	730,000
10	500,000	20	750,000

(別表2) 事務局長兼務役員定例報酬表 (単位:円)

号	月 額
1	117,000
2	234,000